

ここが 知りたい! 一問一答

◆◆当事者・受任事件の記載方法◆◆

Q5

照会申出書には、当事者名を必ず記載しなければいけませんか。当事者名や受任事件の具体的内容を開示したくない場合は、どうすればよいのでしょうか。

A5

照会手続申出規則第3条第3号によれば、照会申出書には、当事者名をはじめとして、受任事件の内容を記載することが、要求されています。

これは、照会申出弁護士が、誰の依頼を受けて、どのような事件で、照会を求めているのかを明らかにすることで、弁護士会との関係では、照会の必要性の有無の判断を容易にし、照会先との関係では、回答をする際の判断材料を提示することができると考えられているからです。

ご質問の件ですが、確かに、個人情報保護法との関係で慎重に行動すべき事案や、依頼者や照会対象者のプライバシー等に配慮しなければならない事案もあり、受任事件を詳細に記載することが妥当でないことも十分考えられます。そのような場合には、照会申出書の送付・不送付の欄で、「差し支える」を選択するという方法で対処して下さい。

例えば、性的被害を理由とする損害賠償請求事件について、同事件の具体的内容を知らない第三者（被害者の勤務先など）に照会を求める場合ですと、照会申出書には当事者名と共に被害の具体的内容を記載し、「差し支える」を選択した上で、照会事項書においては、受任事件の内容を簡略化することや、イニシャルを用いて当事者名の具体的記載を差し控えるという方法で、照会申出をするということです。

弁護士会 照会制度

<連載第2回>

このような事案では、特に、受任事件の特定とプライバシー等の保護という異なる要請の調和に配慮し、照会申出書や照会事項書において、受任事件の内容を簡潔に表現していただきたいと考えます。

◆◆当事者の地位◆◆

Q6

受任事件が訴訟等に至っていない場合には、当事者の地位をどのように表記すればよいのでしょうか。

A6

照会申出書では、当事者名の記載と併せて、〈原告〉〈被告〉、〈申立人〉〈相手方〉、〈刑事被告人〉などといった当事者の地位の表記も、お願いしています。

受任事件が訴訟等に至っていない場合には、〈原告予定者〉〈被告予定者〉といった表記をして、照会先に対して、準備段階にあることが一目でわかるようにして下さい。

◆◆添付資料◆◆

Q7

照会申出書には、病院に対する同意書や相続関係事件の際の戸籍謄本などを必ず添付する必要がありますか。

A7

照会先が病院、銀行などの場合、照会先から、照会申出弁護士の依頼者と照会対象者との関係を疎明する資料等として、同意書・承諾書・委任状、戸籍・除籍謄本の添付を求められることがあります。

周知のとおり、医師や金融機関は、患者あるいは名義人に対し守秘義務を負っている関係から、患者や名義人の情報開示に対し極めて慎重です。そのため、医師や金融機関は、以前から、照会申出弁護士の依頼者と照会対象者との関係を疎明する資料等の提出を要望しています。

本会では、照会先からのスムーズな回答を得るための運用として、病院に対する病状等の照会については、当該患者（死亡の場合は相続人）の同意書・承諾書・委任状の提出をお願いしています。また、相続関係事件における銀行や郵便局（照会先は貯金事務センター外）に対する照会については、名義人と照会申出弁護士の依頼者との相続関係がわかる戸籍・除

籍謄本の提出をお願いしています。

また、疎明資料の提出がない場合には、照会先から回答されない場合がありうる旨を了解してもらった上で、照会に応じる取扱いとしております。

照会先での混乱を避けるため、照会事項や疎明資料の要否について、あらかじめ照会先と協議（根回し）をしておくことが有用です。こうした協議により、照会先も照会申出弁護士の依頼者と照会対象者との関係、照会の必要性を十分に理解することができます。

なお、このような事前の協議がなされている事案については、事前の協議を経ているという事実自体も審査の資料としますので、その旨照会申出書に記載していただきますようお願いします。

疎明資料を添付する際には、当会用と照会先用として2部（照会先への送付は差し支えるという場合には当会用1部）が必要となります。照会申出書とともに会員課窓口へ提出して下さい。

（東京弁護士会調査室）